

第八十一号議案

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「階避難安全性能」を「区画避難安全性能」に、「階等」を「区画部分等」に、「（第八条の五―第八条の六の二）」を「（第八条の四の二―第八条の六）」に、「第九節 特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外（第八条の十九）」を「第九節 特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外（第八条の十九）」に改める。

第十節 別の建築物とみなす部分（第八条の二十）

第十一節 既存の建築物に対する制限の緩和（第八条の二十一・第八条の二十二）

第三条の二中「主要構造部」を「特定主要構造部（法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条ただし書中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改める。

第七条の二第一項第一号中「あるか、又は」を「ある建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次号において同じ。）又は主要構造部が」に改め、同項第二号中「あるか、又は」を「ある建築物又は主要構造部が」に改める。

第七条の三第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第八条第一項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「この項及び次項」を「この条及び第八条の二十二第三項」に、

「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改め、同項第一号中「第百十二条第十項ただし書」を「第百十二条第十一項ただし書」に改め、同条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第八条の三中「）、第十九条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項」を「第八条の二十一第一項において同じ。）、第十九条第一項第二号及び同条第二項から第五項まで」に改める。

第八条の四中「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項第一号イ及び第二号イ」に、「第三十八条第一項及び」を「第三十八条第一項第一号並びに」に、「第百三十六条の二第一号に規定する建築物で、主要構造部」を「第百三十六条の二第一号に規定する建築物で、特定主要構造部」に改める。

第一章第七節の節名中「階避難安全性」を「区画避難安全性」に、「階等」を「区画部分等」に改める。  
第一章第七節中第八条の五の前に次の一条を加える。

（区画避難安全性を有する建築物の区画部分に関する適用の除外）

第八条の四の二 令第百二十八条の七第二項に定める区画避難安全性を有する建築物の区画部分（同条第一項の区画部分という。）については、第十二条第一号及び第二号（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）、第十四条第一項、第十五条（専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。次条及び第八条の六において同じ。）並びに第七十二条（階段に係る部分を除く。次条及び第八条の六において同じ。）の規定は、適用しない。

第八条の五の見出し中「等」を削り、同条中「又は令第百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性を有する建築物の階」、「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」及び「（専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。）」を削り、「の規定により」を「において」に改め、「（階段に係る部分を除く。）」を削る。

第八条の六中「第十一条」を「第十条の五第一項第一号ロ及び第二号ロ、第十条の八、第十一条並びに第十二条及び第十三条（それぞれ小学校に限る。）、第十四条第一項、第十五条、第二十条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二号、第二十六条、第三十八条第一項第二号、第四十三条第一号から第四号まで、第四十四条」に、「第五十条第二項並びに第五十一条第二号から第四号まで」を「第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条、第五十条第二

項、第五十一条第二号から第五号まで並びに第七十二条」に改める。

第八条の六の二を削る。

第八条の十三第二項を削り、同条第三項中「第一項及び前項第二号」を「前項」に改め、「及び前項第二号の引き戸」を削り、「第一項各号」を「同項各号」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、「又は前項第二号の引き戸」を削り、同項を同条第二項とする。

第一章第九節の次に次の二節を加える。

#### 第十節 別の建築物とみなす部分

(別の建築物とみなす部分)

第八条の二十 建築物が令第九十九条の八に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第三条の二、第七条、第七条の三、第八条第一項若しくは第二項（それぞれ同条第三項及び第十条の四の二において準用する場合を含む。）、第十条の五第一項第一号イ若しくは第二号イ、第十条六条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第二十条第一項若しくは第二項（第二十一条第七項において読み替えて適用する場合及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第二十五条第一号、第二十九条、第三十一条第四号、第三十八条第一項第一号、第四十八条又は第五十一条第一号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

2 令第九十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、第七条の二、第八条の四の二から第八条の六まで、第十条の四、第十条の七から第十一条まで、第十一条の三、第十二条第二号若しくは第三号、第十三条、第十四条第二項、第十五条、第十八条第一項（第二十一条第七項において読み替えて適用する場合及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第二十条第三項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条、第三十一条第五号（第三十三条第二項において準用する場合を含む。次節において同じ。）、第三十二条第六号、第四十四条、第四十六条第一項、第五十一条第三号から第五号まで又は第七十二条

(第七十三条第二項において準用する場合を含む。次節において同じ。)の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 令第二百二十六条の二第二項各号に掲げる建築物の部分は、第十二条第一号又は第十四条第一項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

#### 第十一節 既存の建築物に対する制限の緩和

(増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合)

第八条の二十一 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条、第七条の二、第七条の三第二項、第十条の四、第十条の五、第十条の七から第十三条まで、第十四条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条(第一項第一号に係る部分を除く。)(第二十一条第七項において読み替えて適用する場合並びに第三十七条及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十九条、第三十条、第三十一条(第四号及び第五号に係る部分に限る。)、第三十二条(第六号に係る部分に限る。)、第三十三条第一項、第三十三条、第三十九条、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条から第五十一条まで、第七十四条、第八十条(第三号に係る部分に限る。)(又は第八十一条(第二号に係る部分に限る。))の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「増築等」という。)(をする場合においては、法第三条第三項(第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。))の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条から第七条の三まで、第十条の四、第十条の五、第十条の七から第十条の三まで、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十九条、第三十条、第三十一条(第四号及び第五号に係る部分に限る。)(、第三十二条(第六号に係る部分に限る。)(、第三十三条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十八条から第五十一条まで、第七十四条又は第八十一条(第二号に係る部分に限る。))の規定の適用を受けない建

建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として知事が定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合においては、法第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第三条第二項の規定により、第十一条の四、第十二条（増築又は改築に係る部分以外の部分について、同条第二号に掲げる要件に該当せず、かつ、同条第一号及び第三号に掲げる要件に該当する場合に限る。）、第十四条第二項、第十五条、第十八条第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第十九条（第一項第一号に係る部分に限る。）（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第二十条第三項、第二十六条、第三十一条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第三十二条（第六号に係る部分を除く。）（第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第四十四条、第四十七条、第七十二条、第七十五条、第七十八条又は第八十条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 法第三条第二項の規定により、第八条の十三第一項の規定の適用を受けない建築物の増築等をする場合で、構造上の制約その他の理由により新たに併設引き戸を設けることができなるとき、かつ、次の各号のいずれかの措置を講じたときは、法第三条第三項の規定にかかわらず、第八条の十三第一項の規定は、適用しない。

一 当該建築物内における第八条の十三第一項第一号の位置以外の位置に、同項第二号から第四号までに規定する構造の引き戸が設けられている場合は、当該引き戸までの方向及び距離を表示した看板等を建築物内及び敷地内に設けること。

二 当該建築物内における第八条の十三第一項第一号の位置以外の位置に、同項第二号から第四号までに規定する構造の引き戸を新たに設け、当該引き戸までの方向及び距離を表示した看板等を建築物内及び敷地内に設けること。

5 前項第二号の規定にかかわらず、建築物の構造上の制約により同号の引き戸を設けることができないうちにおいて、第八条の十三第一項各号の要件に該当する戸であつて、車椅子使用者が容易に開閉して通過できるものを設けたときは、前項第

二号の引き戸を設けることを要しない。

(用途の変更をする場合)

第八条の二十二 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条、第七条の三第二項、第八条の七から第八条の十七まで、第十条の五(第一項第一号口及び第二号口に係る部分に限る。)、第十一条の二、第十八条第二項、第二十五条(第一号に係る部分に限る。)、第三十条、第三十一条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二条(第六号に係る部分を除く。)、第三十八条(第一項第二号に係る部分に限る。)、第三十九条、第四十七条(第一項に係る部分を除く。)、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条(第二号に係る部分に限る。)、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第八十条又は第八十一条(第二号に係る部分に限る。))の規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、法第八十七条第三項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 前条第二項(第七条の二、第十条の四第三項若しくは第四項、第十条の五(第一項第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。以下この項において同じ。))、第十条の七から第十一条まで、第十一条の三、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十四条、第二十五条(第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。))、第二十九条、第三十一条(第四号及び第五号に係る部分に限る。以下この項において同じ。))、第三十二条(第六号に係る部分に限る。以下この項において同じ。))、第三十三条第一項、第三十八条(第一項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。))、第四十三条、第四十五条、第四十六条第一項、第五十条第二項又は第五十一条(第二号に係る部分を除く。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。及び前条第三項(第十一条の四、第十二条(用途の変更に係る部分以外の部分について、同条第二号に掲げる要件に該当せず、かつ、同条第一号及び第三号に掲げる要件に該当する場合に限る。))、第十四条第二項、第十五条、第十九条(第一項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。))、第二十条第三項、第二十六条、第四十四条、第四十七条第一項又は第七十二条に係る部分に限る。))の規定は、法第八十七条第三項の規定により、第七条の二、第十条の四第三項若しくは第四項、第十条の五、第十条の七から第十一条まで、第十一条の三から第十六条まで、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六

条まで、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十八条、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十条第二項、第五十一条又は第七十二条の規定の適用を受ける建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項中「増築等」とあり、並びに同項中「増築又は改築」とあるのは「用途の変更」と、同条第二項及び第三項中「法第三条第三項」とあるのは「法第八十七条第三項」と読み替えるものとする。

3 法第三条第二項の規定により、第八条第一項（同条第三項及び第十条の四の二において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、法第八十七条第三項の規定にかかわらず、第八条第一項の規定は、適用しない。

一 避難階において用途を変更し、かつ、用途を変更する部分と避難階の屋内避難経路との間の部分に耐火構造の壁（第八条第三項において準用する場合にあつては準耐火構造の壁、第十条の四の二において準用する場合にあつては間仕切壁）又は法第二条第九号の二口で定める防火設備（第十条の四の二において準用する場合にあつては戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。））で令百十二条第十九項第二号に定めるもので区画を設けるとき。

二 避難階以外の階において用途を変更するとき。

第十条の四第二項第一号中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に、「同条第十一項ただし書」を「同条第十二項ただし書」に改め、同項第二号中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改める。

第十条の五第一項第一号中「耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をその他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は令百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画する」を「次による」に改め、同号に次のように加える。

イ 耐火建築物とすること。

ロ これらの用途に供する部分をその他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は令百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。ただし、第九条第五号に掲げる用途に供する部分であつて、令百十二条第十八項ただし書

に規定する国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合において、この限りでない。

第十条の五第一項第二号中「（前号の適用がある場合を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をその他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に定める防火設備で令第一百十二条第八項第二号に定めるもので区画すること」を「は、次によること（前号の適用がある場合を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

イ 耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

ロ これらの用途に供する部分をその他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に定める防火設備で令第一百十二条第十九項第二号に定めるもので区画すること。ただし、前号ロただし書に該当する場合は、この限りでない。

第十条の五第二項中「に掲げる基準に」を「の各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第一百十条第一号」を「第一百十条」に改める。

第十一条第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第三項を削る。

第十一条の四中「第二十二条の三」を「第二十二条の三第一項」に改める。

第十五条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、当該用途に供する部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 避難階又は避難階の直上階にある場合

二 床面積の合計が五百平方メートル以下の場合

三 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して知事が定めるものである場合

第十六条第一項中「場合は、」の下に「特定主要構造部を耐火構造とし、又は」を加える。

第十九条第一項第二号口中「。次項」を「。以下この条」に改め、同条第二項中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「下階の屋上部分の窓先空地から避難上有効に連絡する」を、「場合は」の下に「、当該特別避難階段については」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 避難階以外の階において、住戸等に避難上有効なバルコニー又は器具等から直通階段まで安全に避難できる避難経路が確保されている場合にあつては、当該住戸等の第一項の規定の適用については、同項第二号口中「窓先空地（通路その他の避難上有効な空地又は特別避難階段若しくは地上に通ずる幅員九十センチメートル以上の専用の屋外階段（次項において「専用屋外階段」という。）に避難上有効に連絡する下階の屋上部分で、住戸等の床面積の合計に応じて、次の表に定める幅員以上のものをいう。以下この条において同じ。）」とあるのは、「窓先の空間（採光及び通風上有効な空間で、住戸等の床面積の合計に応じて、次の表に定める幅員以上のものをいう。以下この条において同じ。）」とし、前項の規定は適用しない。

第十九条に次の二項を加える。

4 前項の場合は、同項の直通階段から道路等までを幅員二メートル（住戸等の床面積の合計が二百平方メートル以下の場合にあつては、一・五メートル）以上の屋外通路で避難上有効に連絡させなければならない。ただし、直通階段が避難階の廊下その他避難の用に供する部分に通ずる場合は、当該直通階段については、この限りでない。

5 第一項第二号口の窓先空地及び第二項の屋外通路の幅員の算定に係る住戸等の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる住戸等の床面積の合計により算定し、第三項の規定により読み替えて適用される第一項第二号口の窓先の空間及び前項の屋外通路の幅員の算定に係る住戸等の床面積の合計は、窓先の空間に直接面する窓を有する住戸等の床面積の合計により算定する。この場合において、住戸等の床面積の合計には第一項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する一以上の居住の用に供する居室を有する共同住宅の住戸又は住室の部分並びに同項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の部分の床面積は、算入しないものとする。

一 通路その他の避難上有効な空地を窓先空地とした場合 当該窓先空地に直接面する窓を有する住戸等及び当該窓先空地

と屋外通路により接続する窓先空地に直接面する窓を有する住戸等

二 特別避難階段又は専用屋外階段に避難上有効に連絡する下階の屋上部分を窓先空地とした場合 当該特別避難階段又は当該専用屋外階段に避難上有効に連絡する窓先空地に直接面する窓を有する住戸等

第二十条第一項第一号中「主要構造部が耐火構造又は令第十二条」を「特定主要構造部が耐火構造であり、又は主要構造部が令第十二条第二項」に改め、同条第二項第一号中「主要構造部が耐火構造」を「特定主要構造部が耐火構造であり、」に改め、「又は」の下に「主要構造部が」を加える。

第二十一条第一項第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同条第七項中「同条第三項第二号中「第一項第一号」を「同条第五項中「同項第一号」に、「第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第二十三条第二項中「以上で」の下に「、かつ」を加え、「、かつ、高さが三・五メートル以上」を削る。

第二十五条中「いう」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第一号中「第十二条第十八項第二号」を「第十二条第十九項第二号」に改める。

第二十九条第二項第三号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第十二条第十八項第二号」を「第十二条第十九項第二号」に改める。

第三十条第一項中「第十二条第十八項第二号」を「第十二条第十九項第二号」に改める。

第三十七条中「（第一項第一号）」の下に「に係る部分」を加え、「同条第一項」を「同条」に、「同条第二項中「住戸等」とあるのは「宿泊室」と、同条第三項中「住戸等」とあるのは「宿泊室」と、「」を「同条第五項中」に改め、「第一項第二号イ」との下に「、同項第一号、第二号イ」とあるのは「同項第二号イ」とを加える。

第三十八条第一項中「耐火建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない」を「次に定めるところによらなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 耐火建築物とすること。

二 公衆浴場の用に供する部分とその他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

第三十八条第二項中「に掲げる基準に適合する建築物については、前項本文」を「の各号のいずれかに該当する場合は、前項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 平屋建ての場合

二 特定主要構造部が令第百十条に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合又は国土交通大臣の認定を受けた場合で、外壁の開口部のうち令第百十条の二各号に掲げるものに、令第百九条に規定する防火設備（その構造が令第百十条の三に定める技術的基準に適合するもので、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けた場合

第四十一条第二項中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改める。

第四十八条第一項ただし書中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改める。

第四十九条及び第五十条第一項中「第百十二条第十八項」を「第百十二条第十九項第一号」に改める。

第五十一条第一号中「し、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 興行場等とその他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

第七十二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、令第百二十八条の五第七項に規定する国土交通大臣が定めるものについては、適用しない。

第七十三条の九、第七十三条の十第一項第六号、同条第二項、第七十三条の十六及び第七十三条の十七第一項第一号中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改める。

第七十四条中「第百十二条第十九項又は第二十項」を「第百十二条第二十項又は第二十一項」に、「第百十二条第十項」を「第百十二条第十一項」に改める。

第八十三条第一項中「第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。」若しくは第二項」を「同条第三項において読み替えて適用する場合又は第三十七条若しくは第七十三条第一項において準用する場合を含む。」、第二項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第四項」に、「施工者」を「工事施工者」に改め、同条第二項中「施工者」を「工事施工者」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

既存建築物の用途変更の円滑化や建築技術の進展等に対応するため、直通階段からの避難経路及び共同住宅等の窓先空地に係る規定等を見直すほか、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。